# ○法務省令第二十八号

商業登記法 (昭和三十八年法律第百二十五号)第百四十八条(他の法令において準用する場合を含む。)

の規定及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 (平成十一年法律第二百二十六号) 第二条第

項ただし書の規定に基づき、 商業登記規則等の一 部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十六日

法務大臣 小泉 龍司

商業登記規則等の一部を改正する省令

(商業登記規則の一部改正)

第一条 商業登記規則 (昭和三十九年法務省令第二十三号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改正前
(登記事項証明書等の記載事項に関する特例)	(登記事項証明書等の記載事項に関する特例)
第三十一条の二 [略]	第三十一条の二 [同上]
[2~7 略]	[2~7 同上]
第三十一条の三 株式会社の設立の登記、本店を他の登記所の管轄区域内	[条を加える。]
に移転した場合の新所在地における登記、代表取締役若しくは代表執行	
役の就任若しくは住所変更による変更の登記、清算人の登記又は代表清	
算人の就任若しくは住所変更による変更の登記の申請をする者は、当該	
登記により登記簿に住所を記録すべき代表取締役、代表執行役又は代表	
清算人(以下この条において「代表取締役等」という。)の住所が記録	
される登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所に	
つき行政区画以外のものを記載しない措置(以下この条において「代表	
取締役等住所非表示措置」という。)を講ずるよう申し出ることができ	
る。この場合においては、登記の申請書に代表取締役等住所非表示措置	
を講ずべき代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、金融商品	
取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融	
商品取引所(以下この条において「金融商品取引所」という。)に上場	
されている株式を発行している株式会社(以下この条において「上場会	
社」という。)であつて、既に代表取締役等住所非表示措置が講じられ	
ているものを除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定め	
る書面を忝けしなければならない。	

- ていない株式会社に限る。) 次のイからハまでに掲げる書面 上場会社以外の株式会社(代表取締役等住所非表示措置が講じられ
- 法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書面法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書面法務大臣の定めるものにより送付されたことを証明政人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明取人として記載された書面がその本店の所在場所においておおいて会社の本店がその所在場所においておおいて会社ができる代理人(以下この
- を除く。 を除く。 を除く。 で同じ。)。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合 がる市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該代表取 を除く。
- 定事項 林水産省・ 社の実質的支配者 律第二十二号) 以下この号において同じ。 定する実質的支配者をいう。 者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法 登記の申請が資格者代理人によつてされた場合において当該資格 (平成二十年内閣府・ (同法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。 経済産業省・国土交通省令第一号)第十一条第二項に規 第四条第一項の規定により確認を行つた当該株式会 (犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規 総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農 )を記載した書面その他の当該株式会社 以下この号において同じ。 の本人特

、その旨が登記の申請書に記載された場合を除く。 社について商業登記所における実質的支配者情報一覧の写し(当該登記の申請の日の属する年度又は ぞの前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。以下この条に おいて同じ。)の交付又は同告示第百八十七号)第七条に規定する実 が立起者情報一覧の写し(当該登記の申請の日の属する年度又は との前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。以下この条に おいて同じ。)の交付又は同告示第百八十七号)第七条に規定する実 に関

- 院く。 | に関いる | には | に
- ることを認めるに足りる書面社に限る。) 金融商品取引所に当該株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面 と場会社(代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会
- るときは、代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。 登記官は、前項の申出があつた場合において、当該申出が適当と認め
- 3 代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社の登記の申請表取締役等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表取締役等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社の登記の申請
- 4 登記官は、次に掲げる場合には、現に効力を有する登記事項(清算結

する。

「大登記事項」について代表取締役等住所非表示措置を終了させるものと
を登記事項」について代表取締役等住所非表示措置を終了させるものと
録が閉鎖されている場合においては、当該閉鎖時に現に効力を有してい

- 該株式会社から当該事由がある旨の申出があつた場合を除く。記記録について復活すべき事由があると認められるとき。ただし、当
- 5 代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社が前項第一号に規 による代理人の権限を証する書面に当該株式会社が登記所に提出して 任による代理人の権限を証する書面に当該株式会社が登記所に提出して 任による代理人の権限を証する書面に当該株式会社が前項第一号に規
- 6 登記官は、代表取締役等住所非表示措置を講じ、又は終了させるに当 ことができる。

(帳簿等)

(長寧等)

第三十四条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり

[一~七 略]

込むものとする。

七の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳 第三十一条の二第一

項及び第六項第一号の申出に関する書類(添付書面を含む。)並びに

第三十一条の三第四項第一号の申出に関する書類

(添付書面を含む。

-|

[八~十一 略]

4·5 8

(電子情報処理組織による登記の申請等)

第百一条 次に掲げる申請、申出、提出、届出又は請求(以下「申請等」

規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。という。)は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に

ばならない。

ただし、当該申請等は、

法務大臣が定める条件に適合するものでなけれ

を含む。)において準用する場合を含む。)並びに第八十八条の二第八十八条の二第二項(第九十条及び第九十二条において準用する場合項及び第四項第一号、第八十一条の二第一項、第七項及び第九項(第一の二 第三十一条の二第一項及び第六項第一号、第三十一条の三第一

項(第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。)の申

| 第三十四条 [同上]

2 [同上]

3 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり

込むものとする。

[一~七 同上]

七の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳 第三十一条の二第

項及び第六項第一号の申出に関する書類(添付書面を含む。

[八~十一 同上]

[4・5 同上]

(電子情報処理組織による登記の申請等)

第百一条 次に掲げる申請、申出、提出、届出又は請求(以下「申請等」

という。)は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に

ただし、当該申請等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなけれ

規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。

| 同上

ばならない。

一の二 第三十一条の二第一項及び第六項第一号、第八十一条の二第一

項、第七項及び第九項(第八十八条の二第二項(第九十条及び第九十

二条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。

用する場合を含む。)の申出(前号の登記の申請と同時にする場合に)並びに第八十八条の二第一項(第九十条及び第九十二条において準

た傍線は注記である。	備考 表中の[ ]の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記で
[2~4 同上]	[2~4 略]
[二~八 同上]	[二~八 略]
	°
表示措置等の申出」という。)	一項及び第百八条第一号において「住所非表示措置等の申出」という
限る。以下第百五条の二第一項及び第百八条第一号において「住所非	出(前号の登記の申請と同時にする場合に限る。以下第百五条の二第

# (各種法人等登記規則の一部改正)

第二条 各種法人等登記規則(昭和三十九年法務省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

次の表により、

#### 改正後

# (商業登記規則等の準用)

第五条 同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは 法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第 四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記 五十八条から第六十条まで、 における代表者の住所地がある場合(すべての日本における営業所を閉 ら第六号までを除く。)及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国 三条の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、 十八条まで、第八十条から第八十一条の二まで、第百十条並びに第百十 ら第六十八条まで、 第四十五条まで、 第二十二条まで、 項、 条の二第二項、 第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十 (昭和三十八年法律第百二十五号)第四十六条第一項並びに同規則第 第二条から第六条まで、 商業登記規則 第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一 同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本 登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは 第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、 第六十一条第一項、第六項及び第八項、 第二十七条から第三十一条の二まで、 第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七 (昭和三十九年法務省令第二十三号) 第七十五条、第九十八条から第百四条まで 第九条から第十一条まで、 第三十二条から 「登記所」と、 項(第三号か 第六十五条か 第十三条から 第一条の二第 「新設合 第九 第

## 、商業登記規則等の準用

改

正

前

第五条 号 中 すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。 る新設合併」とあるのは「新設合併」と、 区分」とあるのは 合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。 条、第九十六条第一項(第三号から第六号までを除く。)及び第二項 の二まで、第百十条並びに第百十三条の規定は各種法人の登記につい 十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条から第八十一条 第六項及び第八項、 第四十六条第一項並びに同規則第一条の二第二項、 法人等の登記について、商業登記法 百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種 条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、 十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五 第二十二条まで、 項、第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、 同規則第一条の二第三項、 「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合 商業登記規則 第 「登記所」と、 第六十五条から第六十八条まで、 一十七条から第四十五条まで、 (昭和三十九年法務省令第二十三号) 第九十三条、第九十四条第二項、 同条第二項中 (昭和三十八年法律第百二十五号) 同規則第九十六条第一項第二 「法第七十九条に規定す 第六十一条第一項 第四十八条から第五 第七十条から第七 )」とあるのは 第十三条から 第一条の二第 第九十五 この場

読み替えるものとする。

# (特定目的会社登記規則の一部改正)

第三条 特定目的会社登記規則(平成十年法務省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

#### 改 正 後

### (商業登記規則の準用)

計画 において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。 産の流動化に関する法律第百三十四条第四項 六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化 登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは 記について準用する。 第百十四条、 四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、 項から第八項まで、 十条まで、 十一条の二まで、 から第十一条まで、 七項まで及び第十一項から第十三項まで、 項及び第二項、 同規則第九十三条中「会社法第九百三十三条第五項」とあるのは 第六十八条、 第八十条から第八十一条の二まで、第九十三条、第九十八条から第百 第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、 の定め」と、 商業登記規則 第五十三条、 第百十七条並びに第百十八条の規定は、 第七十条から第七十二条まで、第七十四条、第七十五条 第二条から第六条まで、第九条第一項、 第三十二条から第四十五条まで、 第六十五条、第六十六条第一項、 第十三条から第二十二条まで、 (昭和三十九年法務省令第二十三号) この場合において、同規則第一条の二第一項中「 定款」とあるのは「、 第五十八条から第六十条まで、 第九条の二から第九条の四ま 定款、 (同法第百四十四条第二項 「登記所」と、 資産流動化計画」 第四十八条から第五 第二十七条から第三 第六十七条第一項 特定目的会社の登 第六十一条第一 第三項から第 第一条の二第 第九条の六 同規則第 資 لح

### (商業登記規則の準用)

改

正

前

第三条 第四項 るのは て、 読み替えるものとする 三十三条第五項」とあるのは は あるのは 八条の規定は、 まで、第百十一条、 第九十三条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九 条まで、第七十四条、第七十五条、 十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条、 ら第六十条まで、 十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、 から第十一条まで、 七項まで及び第十一項から第十三項まで、 一項及び第二項、 同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」と 第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、 定款、 商業登記規則 「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、 (同法第百四十四条第二項において準用する場合を含む。) 」と 「登記所」と、 資産流動化計画」 特定目的会社の登記について準用する。 第六十一条第一項から第八項まで、 第二条から第六条まで、第九条第一項、 第百十二条、第百十四条、第百十七条並びに第百十 第十三条から第二十二条まで、 (昭和三十九年法務省令第二十三号) 同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあ 「資産の流動化に関する法律第百三十四 と 第八十条から第八十一条の二まで、 同規則第九十三条中「会社法第九百 第九条の二から第九条の 第七十条から第七十二 第二十七条から 乛 第六十五条、 定款」とある この場合におい 第五十八条か 第一 第三項から第 第九条の六 条の二第 兀

		Г
		_

(投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正)

第四条 投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則(平成十年法務省令第四十七号)の

一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

#### 改 正 後

### (商業登記規則の準用)

第八条 規則 同条第二項に規定する場合にあつては、 条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中 二まで、第八十四条、 三十六条まで、 項第四号を除く。 。)、第二十条、第二十一条(第三項第二号を除く。)、第二十二条第 で、第九条第三項、 とあるのは 条第六項及び第七項、 記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、 について準用する。 五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、 五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十一条 項前段及び第二項、 (平成十年法務省令第四十七号) 第三条第一項各号に掲げる事項 ( 第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号及び第五号を除く 商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、 第九条の二、 「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記 第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第 この場合において、同規則第一条の二第一項中「登 第四項、 第八十七条、第九十八条から第百四条まで、 第九条の五第三項、第二十二条第一項、 第三十一条、 第九条の三、第九条の四 第二十七条から第二十九条まで、 第六項、第七項、 第三十一条の二、第三十二条から第 同条第一項第四号に掲げる事項 第九項、第十二項及び第 (第一項後段及び第二項 第二条から第六条ま 組合契約の登記 第三十条(第一 「被証明事項」 同規則第九 第三十二 第百

### (商業登記規則の準用)

改

正

前

第八条 つては、 。)、第二十条、第二十一条(第三項第二号を除く。)、第二十二条第 項第四号を除く。)、第三十一条から第三十六条まで、 七号)第三条第一項各号に掲げる事項 組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則 第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは 五第三項、 おいて、 に第百十八条の規定は、 条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並 及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七 から第四十五条まで、 まで、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号及び第五号を除く を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十一条 十三項、第九条の二、 で、第九条第三項、 一項前段及び第二項、 とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、 商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、 同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分 同条第一項第四号に掲げる事項を除き、 第二十二条第一項、 第四項、 第四十八条から第五十条まで、 第二十七条から第二十九条まで、 第九条の三、第九条の四 組合契約の登記について準用する。この場合に 第六項、第七項、 第三十二条の二、第三十三条の五並びに (同条第二項に規定する場合にあ (平成十年法務省令第四 第九項、第十二項及び第 (第一項後段及び第二項 同条第二項各号に定め 第二条から第六条ま 「投資事業有限責任 第六十五条第一項 第三十六条の三 第三十条(第一 第九条の

する。 は、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者)」と読み替えるものと 合員若しくは清算人(当該組合員又は清算人が法人である場合にあつて あつては、当該代表者の職務を行うべき者)又は有限責任事業組合の組 員若しくは清算人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合に して指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合 規則第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、 とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記 三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、 る事項を含む。)」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「 一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第百一条第二項 「後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては 当該代表者の職務を行うべき者)又は管財人等の職務を行うべき者と 同規則第五十条第 同規則第三十

# (投資法人登記規則の一部改正)

第五条 投資法人登記規則(平成十年法務省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

#### 改正

後

## (商業登記規則の準用)

資法人の登記について準用する。この場合において、 八十一条の二まで、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第 号及び第二項、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条から第 六十五条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条第一項第一 から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第八項まで、 から第十条まで、 七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四ま 第一項中 百十二条まで、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、投 から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条 項及び第二項、 第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、 商業登記規則 「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは、 第二条から第六条まで、第九条第一項、 第十一条、 (昭和三十九年法務省令第二十三号) 第十三条から第二十二条まで、 同規則第一条の二 第三項から第 第一条の二第 「登記所」 第二十七条 第九条の六 第

と読み替えるものとする。

### (商業登記規則の準用)

改

正

前

第三条 場合において、 る区分」とあるのは、 条並びに第百十八条の規定は、投資法人の登記について準用する。この 百四条まで、第百五条の二から第百十二条まで、第百十四条、 条、第七十七条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十八条から第 第七十条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七十五 十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条、第六十八条、 から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六 から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二条まで、 で、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、 七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四 一項及び第二項、 商業登記規則 同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げ 第二条から第六条まで、第九条第一項、 (昭和三十九年法務省令第二十三号) 「登記所」と読み替えるものとする。 第三項から第 第一条の二第 第九条の六 第二十七条 第百十七

# (限定責任信託登記規則の一部改正)

第六条 限定責任信託登記規則(平成十九年法務省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

次の表により、

#### 改 正 後

## (商業登記規則の準用)

第八条 除く。 事項を除き、 項 記規則 二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」 四十八条から第五十条まで、 条、 第十三項まで、 で、第九条第三項、 十三条の六第二項第一号中 責任信託の登記について準用する。この場合において、 百九条まで、第百十一条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、 第八十一条の二、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第 )、第九条の五 (同条第二項に規定する場合にあつては、 第三十一条、 同規則第九条第六項及び第七項、第九条の四第一項、 第二十七条から第二十九条まで、 )、第二十条、 第二十二条第一項、 商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、 (平成十九年法務省令第四十六号) 第三条第一項各号に掲げる事 第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号及び第五号を 同条第二項各号に定める事項を含む。 第九条の二、 第三十一条の二、第三十二条から第四十五条まで、 第四項、 (第四項を除く。)、第九条の六から第十条まで、 第二十一条(第三項第二号を除く。)、第二十二 第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三 「被証明事項」とあるのは 第六十五条第一項及び第三項、 第九条の三、第九条の四 第六項、第七項、 第三十条(第一項第四号を除く。 同条第一項第四号に掲げる 第九項及び第十一項から ) \_ と、 第二条から第六条ま 「限定責任信託登 (第一項後段を除 同規則第一条の 第九条の五第 同規則第九 第八十一条 限定 第

### (商業登記規則の準用)

改

正

前

第八条 七項、 る。 定める事項を含む。)」と、 にあつては、 四十六号)第三条第一項各号に掲げる事項 証明事項」とあるのは「限定責任信託登記規則 十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項第一号中「被 号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第 十七条並びに第百十八条の規定は、 から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、 六十五条第一項及び第三項、 条、 除く。)、第二十条、第二十一条(第三項第二号を除く。)、第二十二 第十一条、 く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十条まで、 第十三項まで、 で、第九条第三項、 、第三十一条から第四十五条まで、 この場合において、 第二十七条から第二十九条まで、第三十条(第一項第四号を除く。 第九条の四第一 商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、 第十三条から第十八条まで、第十九条 同条第一 第九条の二、 第四項、 項、 項第四号に掲げる事項を除き、 同規則第一条の二第一項中 第九条の五第三項、 第九条の三、第九条の四 同規則第九条第九項中 第六項、第七項、 第八十一条、第八十一条の二、第九十八 限定責任信託の登記について準用 第四十八条から第五十条まで、 (同条第) 第九項及び第十一項から 第二十二条第一項、 (平成十九年法務省令第 (第四号及び第五号を 第二条から第六条ま 「登記所及び次の各 「後見人」とあるの 一項に規定する場合 第百十一条、 同条第二項各号に (第一項後段を除 第

託者」 のは 託者又は清算受託者」と、 号に掲げる者」と、 九条の四第 並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第 規則第九条の六第一 則第九条の 清算人」とあるのは 責任信託の名称」と、 して指名された者」とあるのは 条第九項中 は清算人」とあるのは 一項及び第百一条第二項中「後見人」とあるのは 「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは 項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、 中 第七項及び第九項中 会計参与又は会計監査人をいう。 信託財産管理者、 「終了」と、 同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者と 管財人等」とあるのは 信託財産法人管理人又は清算受託者」と、 同 同条第二 条第 四第二項、 一項及び第九条の五第三項」と、 「後見人」とあるのは 同規則第八十一条の二第一項、 項、 項中 同規則第五十条第一項中 項第一号中 「限定責任信託の受託者、 同規則第八十一条第一項第一号中 信託財産法人管理人若しくは清算受託者」 第百一条第二項及び第百十一条 第一 「会社の代表者」とあるのは 「限定責任信託の受託者、 「第九条第一項及び第七項、 同条第一項中 項第二号及び第三号並びに第六項中 「破産管財人等」と、 「会社の商号及び本店の所在場所」 「限定責任信託登記規則第三条第二項各 「限定責任信託の受託者、 以下この条において同じ。 「役員 同規則第二十二条第一 「商号」とあるのは 会計監査人又は清算受託 (取締役、 第二項第一号、 同条第十項並びに同規 会計監査人又は清算受 「限定責任信託の受託 同規則第九条の 「第九条の四第二項 「限定責任信託の受 第九条の四第 (見出しを含む。 「解散」 監査役、 信託財産管 「役員又 第四 とある と 「限定 とあ 又は 執行 項中 四第 一項 第 同 項

三号中 るのは いう。 代表者」とあるのは 条第一 任信託の受託者、 二号及び第三号並びに第六項中 信託の受託者、 第一項中 八十一条第一項第一号中 十条第一項中「商号」とあるのは 第二項」とあるのは 第三項」と、 八条において準用する第九条第七項、 法人管理人若しくは清算受託者」 見人」とあるのは 破産管財人等」と、 第二項及び第百十一条(見出しを含む。 清算受託者」と、 「会社の商号及び本店の所在場所」 「限定責任信託登記規則第三条第二項各号に掲げる者」と、 条の二第一項、 「限定責任信託の受託者、 項及び第七項、 以下この条において同じ。 「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるの 「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同 「役員 同規則第二十二条第一項中「第九条第二項及び第九条の 会計監査人又は清算受託者」と、 (取締役、 第二項第一号、 同条第十項並びに同規則第九条の四第二 会計監査人又は清算受託者」と、 「限定責任信託の受託者、 同規則第九条の四第二項及び第百一 「第九条の四第二項」と、 「限定責任信託の受託者又は清算受託者」 第九条の四第一 「解散」 監査役、 信託財産管理者、 「役員又は清算人」 と、 とあるのは 第四項、第七項及び第九項中 「限定責任信託の名称」と、 執行役、 とあるのは 又は清算人」とあるのは 第九条の四第一 項並びに第九条の五第三 同規則第九条の六第一 中 会計参与又は会計監査 信託財産管理者、 「終了」と、 「管財人等」とあるの 同規則第三十三条の三第 信託財産法人管理人又は 「限定責任信託の 同条第一 とあるの 同条第一 項及び第九条の 条第二 項、 項、 同規則第八 一項第 同規則 項中 は 信託 項」 · 「会社 同 第百 限定責任 名称及 規則 中 規 限 定責 項 一人を 第五 とあ 同 則 第 財 は 「後 兀 九

は

十項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と読み替えるものとする。項中「会社の登記簿」とあるのは「限定責任信託の登記簿」と、同条第

るのは「限定責任信託の名称及び事務処理地」と、同条第七項及び第九

は「限定責任信託の登記簿」と、同条第十項中「清算人」とあるのは「び事務処理地」と、同条第七項及び第九項中「会社の登記簿」とあるの

清算受託者」と読み替えるものとする。

# (一般社団法人等登記規則の一部改正)

第七条 一般社団法人等登記規則(平成二十年法務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

#### 改 正 後

### (商業登記規則の準用)

条の五 条まで、 五条、 第七十七条、 六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条 第六号までを除く。)、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで 三号まで及び第五号を除く。)、第三項、 所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、 の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、 条まで、 ら第十八条まで、 ついて準用する。 「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは 項第二号、 条の二、第八十五条第二項、 項及び第二項、 第九条の二、第九条の三、第九条の四 項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、 第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記に 商業登記規則 (第四項を除く。) 、第九条の六から第十一条まで、第十三条か 第二十七条から第三十一条の二まで、 第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条 第八十条(第一項第五号を除く。)、第八十一条、 第三号及び第五号を除く。)、第七十三条、第七十四条、 第二条から第六条まで、第九条第一項 この場合において、同規則第一条の二第一項中 第十九条(第四号を除く。)、第二十条から第二十二 (昭和三十九年法務省令第二十三号) 第九十八条から第百四条まで、第百五条 (第一項後段を除く。)、 第四項、 第三十二条から第四十五 「一般社団法人及び一 第五項 (第一号から第 同条第二項中 第一条の二第 (第二号から 第百十 第八十 ・「登記 第九 ( 第 第

### 商業登記規則の準用

改

正

前

第三条 規定は、 。)、第七十三条、第七十四条、第七十七条、 とあるのは  $\mathcal{O}$ 同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とある 第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十七条並びに第百十八条の 八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、 を除く。)、第八十一条、 条、第七十一条、第七十二条(第一項第二号、第三号及び第五号を除く 六十五条、第六十六条第一項、 条まで、第二十七条から第四十五条まで、 ら第十八条まで、 条の五 第六号までを除く。)、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで 三号まで及び第五号を除く。)、第三項、 項及び第二項、 第五十三条第一項、 第九条の二、第九条の三、第九条の四 は 「登記所」と、 商業登記規則 (第四項を除く。) 、第九条の六から第十一条まで、第十三条か 一般社団法人等の登記について準用する。 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年 第二条から第六条まで、第九条第一項 第十九条(第四号を除く。)、第二十条から第二十二 同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」 (昭和三十九年法務省令第二十三号) 第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、 第八十一条の二、第八十五条第二項、 第六十七条第一項及び第二項、 (第一項後段を除く。)、 第四項、 第四十八条から第五十条まで 第八十条 この場合において、 第五項 (第一項第五号 第百十一条 (第一号から第 第一 (第二号 条の二 第六十八 第九十 第九 から

である取締役、 取締役等」 立時理事、 時監査役、 」とあるの 三項」と、 法務省令第十二号) 休眠 計監査人」とあるのは 及び第六十五条第二項中 定する新設合併」 般財団法人に関する法律 三百四条第二項」 五十三条」とあるのは 第二十八号) 社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 は第二百三条第二項」と、 は 社団法人及び一 十六号)第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは 監査役、 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第二項又 般社団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一 同規則第三十四条第二項第五号中「会社法 同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第一 同規則第六十一条第七項中「取締役、 とあるのは 設立時執行役、 は 代表取締役、 設立時監事、 第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第 「理事、 般財団法人に関する法律第百四十九条第一項に規定する 会計参与、 と と 第百三十九条第一項及び第三項」とあるのは 同規則第六十八条第一 監事若しくは評議員」と、 同規則第三十条第一 「理事、 「理事等」と、 設立時評議員、 特別取締役、 「取締役、 (平成十八年法律第四十八号) 第三百七条に規 同項第九号中「会社法施行規則(平成十八年 取締役、 監査役、 般社団法人及び一 監事、 監査役又は執行役」とあるのは 監査等委員である取締役、 代表取締役、 代表理事、 委員、 同規則第六十五条第三項中 理事、 項第一号、 項中 執行役、 般財団法人に関する法律第 監事又は評議員」 監査役若しくは執行役 評議員及び会計監査人 委員、 (平成十九年法務省令 (平成十七年法律第八 「取締役、 「設立時取締役、 代表執行役及び会 第三十一条第二項 執行役、 一項」とあるの 監査等委員 般財団法 会計参与 代表執 と 「法第 一般 一般 設 立 一設

第一 条第 及び 委員、 第一 表取締役、 同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは 査役又は執行役」とあるのは 議員」と、 三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七 律施行規則 項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法 関する法律第百四十九条第二項又は第二百三条第二項」 第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に 律第百四十九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条 する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法 代表理事、 査等委員である取締役、 法律第四十八号) 「取締役、 理事、 「会社法 「会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第百三十九条第一 項に規定する休眠一 項第一号、 項中 般財団 執行役、 監事又は評議員」 監査役若しくは執行役」とあるのは 評議員及び会計監査人」と、 委員、 (平成十九年法務省令第二十八号)第五十七条第一項及び第 「取締役、 「設立時取締役、 (平成十七年法律第八十六号) 法人に関する法律第三百四条第 第三十一条第二項及び第六十五条第二項中 代表執行役及び会計監査人」とあるのは 第三百七条に規定する新設合併」と、 執行役、 監査等委員である取締役、 会計参与、 般財団法人」と、 と 代表執行役又は会計監査人」 設立時監査役、 「設立時理事、 「取締役等」とあるのは 監査役、 同規則第三十四条第二項第五号 同条第三項第八号中 第四百七十二条第一 代表取締役、 設立時執行役、 設立時監事、 垣 「理事、 会計参与、 と とあるのは と 監事若しくは 同 同 「一般社団 「理事、 「理事等」 規則 設立時評議 特別取締役、 規則第三十条 「取締役、 同項第九号 監査役、 取締役、 項に 第六十八 「会社 規定 法 項 事 代 理 監

中

中

び一般財団法人に関する法律第百五十条又は第二百四条」と、 則第七十三条中 び第五号を除く。 号を除く。)、第百四十九条第一項本文、第二百二条第一項(第四号及 社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条 び第五号を除く。 る」と、 並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号) 八十五号) 第十条第一 計参与、 会計監査人」と、 あるのは る法律第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げ 十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関 第五十七条の四各号(株式会社日本政策投資銀行法 公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百 は 行役又は会計監査人」とあるのは 人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」 人会設置会社である旨の登記並びに清算人及び代表清算人に関する」 百十一条第三項第二十六号及び銀行法 「理事、 同条第二項中「株式移転の無効」とあるのは 条第一 同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条 監査役、 監事、 清算人会を置く法人である旨の登記、 項第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、 「会社法第四百七十三条」とあるのは )又は第四百七十二条第一項本文」とあるのは 代表取締役、 同条第二 代表理事又は評議員」と、 項において準用する場合を含む。 第二項若しくは第三項又は第二百三条第一項本文 項中 委員、 「取締役、 「理事、 執行役又は代表執行役」とあるの (昭和五十六年法律第五十九号) 監事、 監査等委員である取締役、 同規則第七十一条中「電子 代表理事、 清算人及び代表清算 「取消し」と、 (平成十九年法律第 「一般社団法人及 (第五号及び第六 と )に掲げる事項 「会社法第九 評議員又は 同規則第七 (第四号及 「一般 第六 清算 同規 لح 会

事、 策投資銀行法 役、 法人である旨の」 る旨の登記、 算人及び代表清算人に関する」 条又は第二百四条」と、 条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五 」とあるのは 第三項又は第二百三条第一項本文」と、同条第二項中 文、第二百二条第一項(第四号及び第五号を除く。)、 律第百四十八条 条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法 会社法第四百七十一条 第三百二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項 社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第十三号又は 平成十九年法律第七十四号) する場合を含む。)に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法 げる公告方法」と、 執行役又は代表執行役」とあるのは と (昭和五十六年法律第五十九号)第五十七条の四各号 般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第三号又は第四号に掲 監事、 監査等委員である取締役、 同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは 代表理事、 清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算 「取消し」と、 (平成十九年法律第八十五号) 第十条第一項において (第五号及び第六号を除く。)、第百四十九条第 と 「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び 評議員又は会計監査人」と、 同規則第七十七条第一 (第四号及び第五号を除く。) 又は第四百七十二 乛 同規則第七十三条中「会社法第四百七十三 第六十四条に規定する」とあるのは 清算人会設置会社である旨の登記並びに清 とあるのは 会計参与、 「理事、 監査役、 項中 監事、 清算人会を置く 「法第七十九条」とあ 代表理事又は 代表取締 同条第一 「一般社団法人及び (株式会社日 株式移転の 第二項若しくは 一項中 役、 、法人であ 銀 評 項 中一 :議員 準 本 取 行 般

条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。条中「取締役等」とあるのは「理事、監事、高のは「、清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人である旨のが「、清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第八十一条の二第一に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第八十一条の二第一に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第八十一条の二第一に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第八十一条の二第一に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第八十一条の二第一とあるのは「、清算人会を置く法人である旨の」と、同規則第八十一条の二第一を表する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第八十一条の二第一を表する。

るのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条第二項と読み替えるものとする。

(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則(平成十二年法務省令第二十八号)の一

部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

改正後	改正前
(提供する情報の範囲)	(提供する情報の範囲)
第一条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法	第一条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法
律第二百二十六号。以下「法」という。)第二条第一項ただし書の法務	律第二百二十六号。以下「法」という。)第二条第一項ただし書の法務
省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。	省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
[一•二 略]	[一・二 同上]
二の二 商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿	二の二 商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿
、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されて	、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されて
いる登記情報のうち、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三	いる登記情報のうち、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三
号)第三十一条の二第一項(他の法令において準用する場合を含む。	号)第三十一条の二第一項(他の法令において準用する場合を含む。
)の規定による住所非表示措置又は同規則第三十一条の三第二項の規	)の規定により住所非表示措置が講じられることとなるもの
定による代表取締役等住所非表示措置が講じられることとなるもの	
[三~六 略]	[三~六 同上]
2 [略]	2 [同上]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	